

## 1. 平成27年度予算編成方針について

みらい財 第297号

平成26年11月4日

各部課等の長

つくばみらい市長 片庭正雄

### 平成27年度予算編成方針について(通知)

国においては、平成24年12月の第2次安倍内閣発足以来「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢からなる経済政策（いわゆる「アベノミクス」）を推進してきました。今後も引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力を尽くすとともに、元気で豊かな地方創生を最大の課題の一つとして取り組んでいくため、9月3日に内閣改造が行われ、29日には改造内閣発足後初となる臨時国会が召集されたところであります。

この臨時国会の所信表明においても、消費税増税などの重要課題について具体的な言及がなかったことに野党から批判はあるものの、地方創生や成長戦略の実行を掲げ、引き続き「経済最優先」で取り組んで行くこととしています。

日本経済は、アベノミクスが景気を刺激し、株価の上昇や円安など一定の効果を上げていますが、17年ぶりに消費税率の引き上げが行われた今年4月以降、消費は減少傾向にあり、6月には成長戦略を改訂し、日本経済を持続的成長に導くための新たな方策が示されました。しかしながら、9月19日に発表された月例経済報告では「景気は、このところ一部に弱みもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としながらも、先行きについては、景気を下押しするリスクに留意する必要がある、不透明な状況であります。

このような中、国の財政は、公共事業を始めとした景気対策経費や少子高齢化の進展による社会保障費の増加などを要因に、歳入と歳出の乖離を埋める国債の発行を続けた結果、国債残高が平成26年度末で780兆円に上る見込みで、債務残高の対GDP比は、主要先進国と比較して最悪の水準となっております。

これらの状況を踏まえ、平成27年10月の消費税率10%への引き上げについては、年内に判断されるものでありますが、増税後の景気を下支えする経済対策として今年度の補正予算の検討が始まっています。今後は地方自治体の予算編成にも影響は大きいことから、国の動向や景気の状態をこれまで以上に注視し、適時適切に対応していく必要があります。

本市では、新基本計画に基づき「計画的財政運営の推進・歳出の効率化・自主財源の確保・市有財産の管理の充実」の徹底を図るとともに、市民が真に必要な施策を実施するため、限られた財源を戦略的に重点配分し、本市の将来像である「みらいを担う子ども

たちに誇れるまちに向けて」の実現に向け、取り組んでいくことが重要です。

平成25年度決算の主な財政指標については、平成24年度に比べて実質公債費比率は12.0%から10.4%、将来負担比率は60.1%から36.1%と改善しておりますが、今後も伊奈庁舎改築をはじめ合併特例債事業、福岡地区工業地域拡大事業に伴うインフラ整備事業、みらい平地区への2校目の小学校整備事業など、多額の予算が必要となります。

合併から10年間の普通交付税の合併特例措置も平成27年度で終了し、平成28年度から5年間をかけて段階的な縮小となります。縮小後では、平成26年度と比較し、約7億円の減額になる見込みです。現在、国において、平成26年度以降5年程度の期間で財政需要の適切な反映を目的とする普通交付税の算定方法の見直しが進められているものの、普通交付税が大幅に減少することには変わりはないと考えられるため、当市の行財政運営を取り巻く環境は非常に厳しい見通しとなっています。

こうした中で、各施策を着実に実施していくため、今後さらに徹底して、市税収納率の向上や特別会計の経営健全性の確保、事業効果の適正評価、事業手法の再検討なども念頭にいった財政の健全化を図っていくことが必要です。また、平成32年度まで延長が可能になった合併特例債事業や新たな公共施設の建設に合わせ、臨時財政対策債をはじめ多額の地方債に頼らざるをえない状況が続きます。

平成27年度予算編成においては以上のような経過を踏まえ、引き続き財政の健全化に努める一方、事務事業の効果を見極めたうえで、本市を取り巻く厳しい現況を十分認識され、予算要求されるようお願いいたします。

また、必要な経費を的確に算定し、多額の不用額を出さないよう留意するほか、一般財源からの支出を可能な限り抑制するよう調査・研究して、作業に当たるよう更なる努力をお願いいたします。

## 1. 予算編成の基本方針

平成27年度予算編成に当たっては、中長期的な視点で将来のつくばみらい市の変化を十分見据えながら、以下の方針に基づき予算編成することとします。

### (1) 新基本計画の推進

つくばみらい市に住み、働き、学ぶ多様な市民が、「誇れるまちに向けて」行動できる予算編成を行う。

### (2) 事務事業の抜本的な見直し

すべての事業について、抜本的な見直しを行い、限られた財源で、持続可能な健全財政の確立に取り組む。また、指定管理者や業務委託など民間活力の導入についても積極的に採り入れること。

### (3) 計画的な事業、身の丈に合った事業計画

公共施設整備については、現在それぞれの課等で様々な事業推進のための計画を立てているが、必要以上の予算要求をせず、身の丈に合った当市独自の事業を検討すること。

## 2. 歳入に関する事項

市税については、ここ数年増加傾向にあるものの、経済の動向により今後も増加していくという保障はありません。

また昨年度に引き続き、平成27年10月1日から消費税率が8%から10%に上がり、地方消費税率が0.5%の引き上げとなることから、若干の収入増を見込むことはできますが、これもまだ決定事項ではありませんので、国の動向等を注視していく必要があります。

普通交付税については、特別交付税と合わせ、増額は期待できない状況です。

このような状況ですので、交付金、補助金等の動向を把握し、これまで以上に財源の確保に努めてください。

### (1) 市税

これまで、予算額と決算額とに乖離が見られるので、収入率を精査し、適正な市税の積算を行うこと。

### (2) 地方交付税、地方譲与税及び交付金

国の予算編成方針、地方財政計画及び関係法令の動向に注意し、確実な予算見積もりを行うこと。

### (3) 使用料、手数料

平成25年7月から公共施設の有料化が始まっている。平成27年7月には激変緩和措置が切れることから、適正な積算に努めること。また効率的な施設運営に努めて適切に見積もること。手数料に関しては、消費税増税で市の負担額が増加するので、そのことを十分に検討した上で見積もること。

### (4) 国、県支出金

国、県の予算内容及び交付基準については、社会情勢等の状況により改定されることから、その動向には十分注意し、変更された経費の安易な一般財源への肩代わりは行わず、事業の継続、延期、中止又は受益者負担の増額などの十分な検討を行うこと。

### (5) 財産収入

未利用市有財産については、売却を促進し、売却が出来ない市有財産については、貸し付けを行うなど積極的な管理費の削減に努めること。

### (6) 市債

健全な財政運営を確保するためには、指標となる実質公債費比率を、常時18%以下に抑えなければならないことから、新市建設計画に基づいた合併特例債事業以外の新規発行債については、十分に検討した上で見積もること。また償還可能な市債については、国等の動向に注視し、確実に繰り上げ償還していくこと。

### (7) その他の収入

現在、つくばみらい市広告掲載要綱に基づき、市の公共物等を広告の媒体として活用しているほか、つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例によるふるさと納税制度の寄附を受け付けているが、PR等を含め新たな財源確保に努めること。

### 3. 歳出に関する事項

職員全員が、現在の財政状況を真摯に受け止めた上で、事業の必要性、費用対効果、過年度実績等について精査し、歳出削減に努めてください。

今後も、庁舎・小学校建設など大型事業が続き、深刻な財源不足が予測されることから、需用費については消費税増税が予定されていますが、前年度同額以下で予算要求してください。

また全体にわたり、消費税の取り扱いには関係機関と十分協議した上で見積もることとし、節税のため増税前に対応が可能なものは、速やかな執行を予定した予算で見積もるようにしてください。

国・県等の補助金が確実に見込まれる事業については、当初予算で計上し、補正予算での対応は控えることを原則とします。

なお緊急的な支出については、補正等(予備費充用含)での対応を検討し、当初予算での過大積算は控えるようにしてください。

#### (1) 人件費

##### ① 報酬

市条例、規則により適正に予算措置すること。

##### ② 職員給

現員の算定基準日を平成26年10月1日とし、給与水準の適正化、合理化に努力しつつ、現行の給料表で見積もること。併せて、退職者や新規採用職員を考慮、加味した予算措置とすること。また、定員管理に徹し、給与関係経費の縮減と抑制を条件としながら適正な予算額を措置すること。

##### ③ 賃金

職員が育児休暇等の取得により臨時職員を雇用する必要がある場合は、総務課と協議の上、予算計上すること。

##### ④ 共済費等

制度改正の動向を注視、把握し見積もること。

#### (2) 扶助費

近年めまぐるしく変化する国、県の支給基準等の改定があり、単価等を十分精査、検証の上、見積もるとともに、支給対象人員に脱漏がないように配慮すること。

#### (3) 物件費

日常業務での節約に配慮しながら、全体経費の削減、縮減に努めること。

##### ① 旅費

宿泊を伴う研修は、真に事業効果を発揮できる事業に限定し、研修先は、関東一円及び隣接県を対象とする。公共交通機関を利用した出張については、実費支給とする。

なお、日当は、支給の対象から除外する。

##### ② 消耗品

(ア) 作業着については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。

(特別会計分も含)

(イ) 事業費支弁事務費は、各事業費目に計上することとし、それ以外の事務用品については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。

(ウ) 紙媒体による情報(追録、定期刊行物等)の入手を専らとすることなく、インターネットなど他の手段を講じることで事務効率を向上させ、経費の削減に結びつくものを分類しながら予算計上すること。

なお追録に関しては総務課で一括計上することとする。

### ③ 燃料費

省エネ運転を基本とし、原油価格の高騰を視野に入れ、さらに前年度決算額とを対比しながら適正な消費量を積算し、別途指示した単価に基づき見積もること。

### ④ 食糧費

昼(夕)食の時間帯を避けた会議設定を基本としながら、やむを得ず提供しなければならない時には、別途指示した額で見積もること。

### ⑤ 印刷製本費

広報紙、ホームページ等を情報伝達手段の第一選択肢とし、複写機の安易な使用は止め、印刷機の積極的な活用を考慮すること。また、印刷を依頼する場合には、印刷数量を十分精査し、無駄や追加増刷をなくすこと。

カラーコピー・カラー印刷の利用は、必要最低限とすること。

### ⑥ 光熱水費

事務環境の創出に配慮した室温管理の徹底や昼休み等の消灯による節電を考慮した経費の計上とする。冷暖房の設定については、暖房20度(寒い時は着る)、冷房28度とするエコロジー利用とすること。

### ⑦ 修繕費

常に施設の維持管理を適切に行い、工事請負費に属さない経費を計上すること。積算が困難な修繕工事については、数社から参考見積書を徴し、適正な額を措置すること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

### ⑧ 役務費

適切な連絡方法、手段を講じることで通信運搬費の節減に結びつけ、広告料、手数料等も実績を勘案の上、事業効果を十分に参酌した経費とすること。

建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に周知、指示するので、平成26年度中に異動があったものや平成27年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。

### ⑨ 委託料

年度当初に契約が集中することから、長期継続契約業務、債務負担行為による契約業務、単年度業務を識別して契約事務の平準化を図るとともに、複数施設の植栽管理業務や施設管理業務を取りまとめることにより、契約事務の平準化とコスト削減を図ること。

(ア) 民間業者等に委託する場合は、業務内容を厳しく分析し、必要経費を勘案した計上とすること。

- (イ) 継続している事業についても、聖域と捉えることを厳禁とし、業務仕様書を積極的に見直し、新たな視点、発想で見積もること。
- (ウ) 継続業務や新規業務に拘束されない斬新な発注方法を模索し、多様な選択肢から厳選すること。
- (エ) 委託料の改定が予測されるものについては、説明資料の添付を義務付ける。業務内容が大幅に変更になる場合は、適宜に見積書を提出すること。
- (オ) 茨城計算センター等電算業務委託については事業の精査を実施し、不必要な事業委託、システム使用料等の不当な請求について十分調査すること。

#### ⑩ 使用料及び賃借料

- (ア) 土地、建物の賃借料は、前年度契約単価を参考に、公租公課を加えて見積もること。
  - 一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成26年度中に異動があったものや平成27年度中に新たに予算措置が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。
- (イ) 複写機や印刷機使用料は、現行単価で見積もること。
- (ウ) 事務機器等の増設については、新たな事務事業の発生を除いては、原則考慮しない。リース期間満了を迎える機器については、再リースでの調達を基本とし、過大な配備機器については契約終了とすること。さらに経費の縮減につながるものが想定される時には財政課との協議を経て、事務環境の向上に寄与させること。

#### ⑪ 備品購入費

庁用備品の購入は原則として認めない。公用車の維持と運行に際し、集中管理方式を大原則とし、経費の削減を行うこと。公用車購入を計画している場合は、財政課との協議を経て、環境に配慮した車種選定を基本とする。

#### (4) 補助金・負担金等

各種団体への補助金については、既得権を聖域化することなく、ゼロベースの視点から自主財源による組織の活性化を促しながら、団体の理念を実現するための適正な補助金交付指針を基礎として、指導、助言、育成に配慮した予算措置を講じること。さらに所定の目的を達成したものにあっては、廃止を含めた見直しも必要である。

また、一部事務組合の負担金についても、組織の原点に戻りながら事業展開をしていただくこととし、事前協議を重ねながら、構成市の共通理解事項を基盤にして合理的な積算根拠による負担金額を計上すること。

その他、協議会等の負担金に対しても繰越額の多い団体には、減額に努めるよう働きかけること。

#### (5) 維持補修費

維持補修作業は、それを放置してしまうことにより、後に、大変な負担になってくることが予想される。安全を基本に、重要度、緊急性を最優先しながら、施設の維持管理に配慮して見積もること。また、複数の要求がある場合は、必ず優先順位

を付けること。

#### (6) 投資的経費

新基本計画を基として、継続事業においては総合計画実施計画書に基づき、各事業の必要性、有効性、効率性及び公共性を総合的に判断して見積もること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

##### ① 補助事業(県単独支出金による事業を含む。)

(ア) 国等の予算の動向を漏れなく把握し、確実な見通しを立てながら見積もること。

(イ) 原則として、補助基本額で見積もること。

(ウ) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

##### ② 市単独事業

(ア) 緊急性、投資効果、施設の運営方法、将来の維持管理にまで踏み込んで十分な検討を加え、真に事業効果が創出できるものに限定すること。

(イ) 適正規模、構造等を綿密に調査し、必要最小限の見積もり額とすること。

#### (7) 債務負担行為

事業の性格を見極めながら、当該年度及び当該年度以降の財政負担を考慮した上で設定を認めるものであること。

### 4. 各種基金について

(1) 適正な運用を図るとともに、事業への充当を積極的に検討すること。

(2) 土地開発基金で保有している土地で、売却が可能な土地については売却を促進し、売却が出来ない土地については貸し出して積極的に管理費を削減すること。

### 5. 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様の視点に立ち、その設置目的を十分理解し、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で、企業感覚に立って経営状況及び将来の見通しを立て、依存している一般会計からの繰出金の計画的な減額が図れるよう見積もることとします。

### 6. その他

(1) 市議会において決議、採択された請願、陳情その他指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

(2) 職員からの優れた提案については事務事業に反映し、事業費の削減を図ること。

## 別表

区 分	歳出予算の積算基準及び留意点
一般行政経費	(1) 義務的経費（人件費，扶助費，公債費）を除いた経常的経費については，再度内容を精査し縮減に努めること。
投資的経費	(1) 普通建設事業については，実施計画登載事業を優先し予算化するものとし，事業費については実施計画での計上額を上限とすること。
1 報酬	(1) 各種委員会，審議会等の開催回数については，年間の回数を精査のうえ必要最小限とし，現行単価により算出のこと。 (2) 嘱託職員についても必要最小限で見積り，単価については，「嘱託職員の任用に関する規則」により算出のこと。（日数は実日数で計算し，雇用保険料自己負担額がある場合には，歳入に計上すること。）
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	(1) 職員（嘱託職員・臨時職員を除く。）の人件費については，総務課で取りまとめて要求するものとする。なお，人件費を計上する特別会計においては，総務課と調整を行ったうえで，歳入歳出予算総額の調整をすること。 (2) 時間外勤務手当の年度途中の補正は原則として認めない。 (3) 特殊勤務手当の要望については，予算編成システムへの入力はずに，別添の様式で11月19日までに総務課に電子データで提出すること。
7 賃金	(1) 事前に総務課と協議し，調整済みとなったもののみ要求すること。雇用にあたっては極力抑制し，やむを得ず雇用する場合は，最小限の日数とすること。単価については，「臨時職員の任用等に関する規則」により算出のこと。（日数は実日数で計算し，雇用保険料自己負担額がある場合には，歳入に計上すること。）
8 報償費	(1) 講師については，可能な限り行政機関職員等の活用を図り歳出を抑制すること。 (2) 記念品等に係るものについては，内容を精査し抑制すること。 (3) 謝礼の金額は，日額6,000円以内とし，事業内容を精査し必要最小限で見積ること。
9 旅費	(1) 日当については支給しないこととして積算すること。 (2) 公用車の効率的な活用を図ること。 (3) 嘱託職員の通勤手当については費用弁償で見込むこと。 (4) 東京方面への出張でつくばエクスプレスを利用する場合の乗降駅は，「みらい平駅」で積算すること。
10 交際費	支出内容等を十分精査し，節減に努めること。
11 需用費	<u>※前年度同額以下で予算要求すること。</u> (1) 消耗品費 総務課で調達可能な庁用事務用品については，その他の課等においては原則として計上しないこと。 複写機等の使用では，資料の作成・配布の工夫によりコピー量を抑えること。またカラーでの出力は極力控えること。 (2) 燃料費 燃料費については下記の単価で見積もることとするが，使用量について明記し，予算編成時点での価格の変動に対応できる積算とす



	<p>ること。</p> <table border="0"> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>レギュラーガソリン</td> <td>138円/リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>軽油</td> <td>114円/リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>灯油(配達)</td> <td>85円/リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>A重油(配達)</td> <td>72円/リットル</td> </tr> </table> <p>(3) 食糧費 会議賄いについては、真にやむを得ない場合に限り計上することとし、一人3,000円以内とする。弁当代は一人600円以内とする。なお、職員分は自己負担とすること。会議等での湯茶等の提供は原則しないものとする。</p> <p>(4) 印刷製本費 可能な限り庁内の印刷機を活用することとし、印刷部数及び発行期間等の見直しや広報紙または市ホームページへの掲載等により、ペーパーレス化と刊行物の整理統合を図ること。</p> <p>(5) 光熱水費 平成24年度から使用開始した日本ロジテック協同組合などの東京電力以外の電力供給についてもさらに検討すること。また、使用量の把握とともに、なお一層の節約を図り削減に努めること。</p> <p>(6) 修繕料 施設の状況を十分に調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ必要最小限度の額を要求すること。また、部局内で複数の要求がある場合は必ず優先順位をつけること。</p> <p>(7) 賄材料費、医薬材料費 実績額を考慮し、的確に見積もること。</p>	燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	138円/リットル	燃料単価(消費税込み)	軽油	114円/リットル	燃料単価(消費税込み)	灯油(配達)	85円/リットル	燃料単価(消費税込み)	A重油(配達)	72円/リットル
燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	138円/リットル											
燃料単価(消費税込み)	軽油	114円/リットル											
燃料単価(消費税込み)	灯油(配達)	85円/リットル											
燃料単価(消費税込み)	A重油(配達)	72円/リットル											
12 役務費	<p>(1) 電話料については、通話実績を踏まえて見積もること。</p> <p>(2) 建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成26年度中に異動があったものや平成27年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。</p>												
13 委託料	<p>(1) 職員で対応可能な業務は、委託業務から除外し経費の縮減に努めるものとするが、民間委託により住民サービスの向上とコスト削減につながるものは、積極的に導入すること。</p> <p>(2) 業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。</p>												
14 使用料及び賃借料	<p>(1) 事務機器等で平成26年度にリース期間満了となるものについては、再リースと買い取りとの料金の比較検討をすること。</p> <p>(2) 一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成26年度中に異動があったものや平成27年度中に新たに借用が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。</p> <p>(3) バス利用の際は、可能な限り行政バスを利用すること。 (行政バス使用管理規定を参照のこと)</p>												
18 備品購入費	<p>庁用備品の購入は、原則として認めないこととする。</p>												
28 繰出金	<p>特別会計においては、経営の一層の効率化と健全化に取り組み、一般会計からの基準外の繰出しを抑制すること。</p>												

収支見込みに変更が生じた場合などは、必要に応じて積算基準の調整を行うことがあります。